

「安中市営すみれヶ丘霊園条例」(仮称)(案)に関する
パブリックコメントの結果について

○意見等の募集期間:令和4年9月15日(木)～令和4年10月14日(金)

○意見等の受付件数:2人 6件

(提出方法の内訳:持参1人、ファクシミリ1人)

1. 意見等の概要及び市の考え方

(1)「安中市営すみれヶ丘霊園条例」(仮称)(案)について

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	<p>下記の各項を設けていただきたい。</p> <p>(1)墓石を設置する際に墓石の表が北向きにならぬよう区画して墓出入口は舗装する。</p> <p>(2)霊園周囲の灌木を整備して遠方の景観迄見渡せる明るい霊園とする。</p> <p>(3)個人所有の墓地に低木(本数1・高さ2m以内)植栽を許可して殺風なイメージを払拭する。但し、低木の範囲を超えた樹木を放置した場合は管理者が伐採し、それについては異議申し立てしない。</p>	<p>ご意見の趣旨は承知いたしました。</p> <p>(1)～(3)の項目については、条例には設けず、運営の中での対応を考えておりますので、ご理解下さい。</p> <p>(1)については区画墓地を整備する既存駐車場の形態に併せての整備になるため、真北とはならないまでも北寄りになってしまう区画はございます。</p> <p>(2)のように、「景観が見渡せる明るい霊園」とすることも霊園の目指す形の一つであるため、霊園整備に併せて周辺の灌木の整備も行なってまいります。</p> <p>(3)低木の植栽については、施行規則を別途定め、各区画内に設置する設備の基準を設ける中で許可する予定です。区画内の低木の管理は利用者において行ってもらうものであり、霊園の管理上支障がある場合は、都度、利用者に指示を行うこととなります。</p>

(2)「第4条 利用対象者」について

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
2	「…焼骨を有しているもの」の意味があいまいです。「焼骨の入った骨ツボを保有している者」の意味でしょうか？	焼骨を何らかの形で有しているものすべてを対象としており、「焼骨の入った骨ツボを保有している者」についても、自宅等で保管している場合のみならず、既にお墓に入っている場合等も含まれます。
3	「…もの」はなぜ「…者」としないのでしょうか？	今回の(案)につきましては未定稿のため、表記につきましては今後の手続きの中で確認してまいります。ご指摘いただきありがとうございます。
4	昔の土葬は焼骨と考えると良いのですか？	土葬により骨になった遺骨については焼骨とみなすことはできません。 霊園を利用する際には、すみれヶ丘聖苑等で火葬を行っていただき、改葬の手続きを行っていただくこととなります。
5	遠方に先祖代々の墓があり、維持管理をしています。既にある墓の墓じまいをしないと利用資格はないのでしょうか？ (1)を「…親族の遺骨を維持管理している者」として頂きたい。	本条例では、「焼骨を有しているもの」を利用資格としておりますので、遠方にお墓があり、墓じまいをしていない状態であっても、改葬等の手続きを前提として、利用申請ができます。 ただし、墓苑建設事業は、現在遺骨を入れるお墓がない方々のために整備するという側面もありますので、お墓の有無で優先順位をつける場合があります。実際の募集の際に募集要項等で明示させていただきますので、ご理解下さい。
6	(1)について、下線を補足する。 (1)本市に住所を有する者であって、親族の焼骨を有している者は <u>公募に際し</u> 、届出順で決定する。	公募については第6条で定めております。応募人数が施設数を越えた場合は抽選と考えておりますので、原案のとおり、ご理解下さい。

【問合せ】

安中市役所産業環境部環境政策課環境推進係

電話:382-1111(内線 1882)

Eメール:kannkyou@city.annaka.lg.jp